

令和7年度 市民税・県民税申告書の手引き

非課税の方は申告の義務はありませんが、各種証明書の発行や保険料の算定、各種行政サービスを受ける上で必要な資料となります。収入の有無に関わらず、申告していただくことをお勧めします。

なお所得税の確定申告を行う方や、収入が給与又は年金のみの方で、源泉徴収票の内容に追加する控除がない場合は、市民税・県民税の申告は必要ありません。

※非課税通知書は発送しませんのであらかじめご了承ください。

市民税・県民税（住民税）とは？

●令和7年1月1日現在に杵築市に居住している方の令和6年1月1日から令和6年12月31日までの所得に課税される税金です。※居住が無い方のうち、事業所及び家屋敷を有する方も対象となります。

申告書の提出方法

市の申告会場は大変混雑が予想されます。この手引きや別紙記入例を参考に、申告書をご自分で作成し、提出していただくことをお勧めします。

1. 郵送で提出

●申告書と必要書類を郵送してください。

※必要書類は申告書に貼らずに同封してください。（コピー可）
※申告書の控えが必要な方は、返信用封筒に住所及び宛名をご記入の上、切手を貼り、同封してください。
また、申告書の控えに受付印が必要な方は、その旨ご記入ください。
※記入内容を電話にて確認することがあります。

●郵送先

〒873-0001
杵築市大字杵築 377 番地 1
杵築市役所 税務課 宛

●申告に必要なもの

1. 本人確認書類
(マイナンバー確認書類+身元確認書類)
2. 収入所得を確認できるもの
3. 各種所得控除を確認できるもの

2. 市の申告会場で提出

●会場は市報にて確認してください。

※大変混み合うため、長時間お待ちいただくことがありますので、ご了承ください。
※必要書類が揃っていない方はすぐに受付ができません。事前に準備をして会場にお越しください。

別府税務署で確定申告が必要な方の主な例

※市の会場では下記の場合、対応できないことがあります。

- ・過年分（令和5年分以前）の確定申告、還付申告、更正の請求又は修正申告をする方
- ・譲渡所得（土地、建物、株式、ゴルフ会員権などの売却等）の確定申告をする方
- ・申告分離課税（退職所得、上場株式等の配当等）の申告や、繰越損失がある確定申告をする方
- ・住宅借入金等特別控除（2年目以降の場合を除く。）、住宅特定改修特別税額控除、又は認定住宅等新築等特別税額控除の申告がある方
- ・平均課税の申告や、変動・臨時所得の申告をする方
- ・確定申告書の控えに税務署の収受日付印が必要な方
- ・外国から支給される年金がある方
- ・死亡した方の確定申告（準確定申告）をする方
- ・雑損控除、災害減免又は外国税額控除の申告がある方
- ・相続等により取得した個人年金の申告がある方
- ・暗号資産（仮想通貨）の収入がある方
- ・相続税や贈与税、消費税の申告をする方
- ・国外に居住している方を扶養とする申告がある方
- ・青色申告をする方
- ・給与所得額の特定支出の控除の特例の申告をする方

【重要なお知らせ】 ≪農作物の収穫（収入）や、自営業による収入等がある方へ≫

●収入金額が300万円以下で、帳簿書類の保存がない場合には、事業所得ではなく雑所得として取り扱うよう税務署から指示がありました。

このため、過去に事業所得として申告していた方についても、雑所得として取り扱うことにより、他の所得との損益通算もできないことになります。

上場株式等の配当所得等や譲渡所得等を有する方へ

上場株式等の配当所得等や譲渡所得等については、所得税と個人住民税において異なる課税方式の選択が令和5年度まででしたが、令和6年度以降、所得税と個人住民税の課税方式を一致させることとなり、異なる課税方式の選択ができなくなりました。

申告書の各項目の説明

1. 収入金額等 及び 2. 所得金額

申告書表面の「1. 収入金額等」欄（ア～シ）及び、「2. 所得金額」欄（①～⑪）の説明です。

ア 及び ① 事業所得（営業等）

例 卸売業、小売業、サービス業等の営業や大工等

イ 及び ② 事業所得（農業）

例 農産物の生産、果樹の栽培、酪農等

ウ 及び ③ 不動産所得

例 貸家、貸地、貸アパート等

エ 及び ④ 利子所得

例 預金の利子等

オ 及び ⑤ 配当所得

例 株式の配当、出資金の配当、投資信託の収益の分配等

※負債の利子…株式を買ったり出資するために借り入れたもの。

カ 及び ⑥ 給与所得（必要書類：源泉徴収票）

例 給与、賃金、賞与等

源泉徴収票の支払金額をカ欄に、給与所得控除後の額を⑥欄に記入してください。

源泉徴収票が発行されない場合は、裏面「10 月別給与収入等記載欄」へ記入してください。

給与等収入金額 A	給与所得の金額	給与等収入金額 A	給与所得の金額
～ 550,999	0	1,628,000～1,799,999	(A÷4)×2.4+100,000
551,000～1,618,999	A－550,000	1,800,000～3,599,999	(A÷4)×2.8－80,000
1,619,000～1,619,999	1,069,000	3,600,000～6,599,999	(A÷4)×3.2－440,000
1,620,000～1,621,999	1,070,000	6,600,000～8,499,999	A×0.9－1,100,000
1,622,000～1,623,999	1,072,000	8,500,000～	A－1,950,000
1,624,000～1,627,999	1,074,000	※(A÷4)(千円未満の端数切捨て)	

所得金額調整控除

所得金額調整控除とは、総所得金額の計算において、要件に該当する場合に、一定の金額を給与所得の金額から控除するものです。詳しくは、「申告書 A の書き方 (例)」をご参照ください。

キ 及び ⑦ 雑所得（公的年金等）（必要書類：源泉徴収票）

例 国民年金、厚生年金、各種共済年金、恩給、企業年金等

受給者の年齢	公的年金等の収入額 (A)	公的年金等雑所得の金額		
		公的年金等雑所得以外の所得にかかる合計所得金額		
		10,000,000 円以下の場合	10,000,000 円を超え 20,000,000 円以下の場合	20,000,000 円を超える場合
65 歳未満 (昭和 35 年 1 月 2 日以後に生まれた人)	～ 1,299,999 円	(A)－600,000 円	(A)－500,000 円	(A)－400,000 円
	1,300,000 円～ 4,099,999 円	(A)×0.75－275,000 円	(A)×0.75－175,000 円	(A)×0.75－75,000 円
	4,100,000 円～ 7,699,999 円	(A)×0.85－685,000 円	(A)×0.85－585,000 円	(A)×0.85－485,000 円
	7,700,000 円～ 9,999,999 円	(A)×0.95－1,455,000 円	(A)×0.95－1,355,000 円	(A)×0.95－1,255,000 円
	10,000,000 円～	(A)－1,955,000 円	(A)－1,855,000 円	(A)－1,755,000 円
65 歳以上 (昭和 35 年 1 月 1 日以前に生まれた人)	～ 3,299,999 円	(A)－1,100,000 円	(A)－1,000,000 円	(A)－900,000 円
	3,300,000 円～ 4,099,999 円	(A)×0.75－275,000 円	(A)×0.75－175,000 円	(A)×0.75－75,000 円
	4,100,000 円～ 7,699,999 円	(A)×0.85－685,000 円	(A)×0.85－585,000 円	(A)×0.85－485,000 円
	7,700,000 円～ 9,999,999 円	(A)×0.95－1,455,000 円	(A)×0.95－1,355,000 円	(A)×0.95－1,255,000 円
	10,000,000 円～	(A)－1,955,000 円	(A)－1,855,000 円	(A)－1,755,000 円

ク 及び ⑧ 雑所得（業務）（必要なもの：支払調書等）

例 原稿料、講演料、ネットオークション等を利用した個人取引など副収入による所得

ケ 及び ⑨ 雑所得（その他）（必要なもの：支払調書等）

例 個人年金等の⑦、⑧以外のもの

コ・サ 及び ⑪ 総合課税の譲渡所得

土地・建物以外の資産の譲渡から生ずる所得等

シ 及び ⑩ 一時所得

生命保険契約に基づく一時金、賞金等

収入金額 (ア～ウ) - 必要経費 = 所得金額 (①～③)

※裏面に、所得計算書がありますが、できるだけ収支内訳書を作成して添付してください。収支内訳書は、国税庁のウェブサイトよりダウンロードできます。もしくは税務署または杵築市役所にあります。

利子収入 = 利子所得

配当等収入金額 (税込) - ※負債の利子 = 配当所得

収入金額 (コ～シ) - 必要経費 - 特別控除 = 譲渡・一時所得

※特別控除は、譲渡所得が短期と長期を合わせて原則 50 万円、一時所得が原則 50 万円です。

申告書の各項目の説明

3. 所得から差し引かれる金額に関する事項 及び 4. 所得から差し引かれる金額

申告書表面の「3. 所得から差し引かれる金額に関する事項」及び「4. 所得から差し引かれる金額」欄（⑬～㉓）の説明です。

⑬ 社会保険料控除（必要書類：国民年金等の証明書）

あなたや生計を一にする配偶者、扶養親族などの国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料、国民年金保険料、農業者年金保険料、厚生年金保険料等をあなたが支払った場合に控除されます。
※配偶者が受ける公的年金から差し引きされた介護保険料等は、あなたの控除対象になりません。

⑭ 小規模企業共済等掛金控除

あなたが小規模企業共済制度による共済契約掛金（旧第二種共済契約を除く。）、確定拠出年金法の年金加入者掛金及び心身障害者扶養共済掛金を支払った場合に控除されます。

⑮ 生命保険料控除（必要書類：証明書）

あなたが生命保険契約や個人年金等について支払った保険料がある場合に控除されます。
※保険契約の区分は生命保険会社等が発行する証明書に表示されます。
※控除額ではなく、支払い額を記入してください。（控除額は杵築市が計算します。）

⑯ 地震保険料控除（必要書類：証明書）

あなたが損害保険契約に基づいて支払った地震等損害部分の保険料がある場合に控除されます。
※保険契約の区分は損害保険会社等が発行する証明書に表示されます。
※控除額ではなく、支払い額を記入してください。（控除額は杵築市が計算します。）

⑰～⑱ 寡婦・ひとり親控除

あなたが次のいずれかに該当する場合に控除されます。

本人女性	配偶関係			死別又は生死不明		離別		未婚	
	本人合計所得金額			500万円以下	500万円超	500万円以下	500万円超	500万円以下	500万円超
	扶養親族 ※3	有	子	30万円※1	—	30万円※1	—	30万円※1	—
			子以外	26万円※2	—	26万円※2	—	—	—
		無		26万円※2	—	—	—	—	—

本人男性	配偶関係			死別又は生死不明		離別		未婚	
	本人合計所得金額			500万円以下	500万円超	500万円以下	500万円超	500万円以下	500万円超
	扶養親族 ※3	有	子	30万円※1	—	30万円※1	—	30万円※1	—
			子以外	—	—	—	—	—	—
		無		—	—	—	—	—	—

※ 1 ひとり親控除 ※ 2 寡婦控除
※ 3 合計所得金額が 48 万円以下で他の人の同一生計配偶者や扶養親族となっていない人に限ります。
（注）離婚や扶養の要件については、12 月 31 日時点の現況によって判断されます。（死別は死亡日。）

⑲ 勤労学生控除

あなたが学生で給与所得などの勤労による所得があり、合計所得金額が 75 万円以下で、そのうち勤労に基づく所得以外の所得に係る金額が 10 万円以下の場合控除されます。控除額は、26 万円です。

⑳ 障害者控除

あなたや生計を一にする配偶者・扶養親族が、障害者手帳等を持っている場合控除されます。
※本人以外の障害者控除については、㉑配偶者控除、同一生計配偶者及び、㉒扶養控除の右欄に㉑障害の程度の記入欄がありますので、ご記入ください。
（注）12 月 31 日時点の現況によって判断されます。

区 分		控除額	
本 人	特別障害者※1	30 万円	
	障害者※2	26 万円	
扶養親族又は 同一生計配偶者	特別障害者	同居※3	53 万円
		同居以外	30 万円
	障害者		26 万円

※ 1 療育（A1・A2）、身体（1 級・2 級）、精神（1 級）等
※ 2 上記以外の障害者手帳等の交付を受けている場合
※ 3 同居とは、あなた又は生計を一にする配偶者やその他の扶養親族のいずれかとの同居を常況としている方

㉑ 配偶者控除、㉒ 配偶者特別控除

あなたの合計所得金額が 1,000 万円以下で、生計を一にする配偶者がⅠ又はⅡに該当する場合。
あなたの合計所得金額が 1,000 万円を超え、生計を一にする配偶者の合計所得金額が 48 万円以下である場合は、「□同一生計配偶者」欄にチェックしてください。

※配偶者が障害者である場合は、「㉑障害の程度」欄も記入してください。
⇒別居の場合は、申告書表面「6」にも
氏名・続柄及び住所を記入してください。

Ⅰ. 配偶者控除…合計所得金額が 48 万円以下である場合

配偶者の合計所得金額	納税者本人の合計所得金額		
	900 万円以下	900 万円超 950 万円以下	950 万円超 1,000 万円以下
一般の配偶者	33 万円	22 万円	11 万円
70 歳以上の配偶者	38 万円	26 万円	13 万円

Ⅱ. 配偶者特別控除…合計所得金額が 48 万円を超え、133 万円以下の場合

配偶者の合計所得金額	納税者本人の合計所得金額		
	900 万円以下	900 万円超 950 万円以下	950 万円超 1,000 万円以下
48 万円超 100 万円以下	33 万円	22 万円	11 万円
100 万円超 105 万円以下	31 万円	21 万円	11 万円
105 万円超 110 万円以下	26 万円	18 万円	9 万円
110 万円超 115 万円以下	21 万円	14 万円	7 万円
115 万円超 120 万円以下	16 万円	11 万円	6 万円
120 万円超 125 万円以下	11 万円	8 万円	4 万円
125 万円超 130 万円以下	6 万円	4 万円	2 万円
130 万円超 133 万円以下	3 万円	2 万円	1 万円
133 万円超	適用なし	適用なし	適用なし

㉒ 扶養控除

あなたと生計を一にする親族で、合計所得金額が 48 万円以下の人を有する場合に控除されます。
※市民税・県民税の非課税限度額等の算定に、年少扶養親族も扶養親族の人数として必要になりますので、申告をお忘れにならないようにしてください。（重複注意）
※扶養親族が障害者である場合は、「㉑障害の程度」欄も記入してください。
⇒別居の場合は、申告書表面「6」にも
氏名・続柄及び住所を記入してください。

区 分		控除額
A 一般扶養	16 歳以上(平成 21 年 1 月 1 日以前生まれ)で下記以外の人	33 万円
B 特定扶養	平成 14 年 1 月 2 日から平成 18 年 1 月 1 日までの間に生まれた人	45 万円
C 老人扶養	満 70 歳以上(昭和 30 年 1 月 1 日以前生まれ)の人	38 万円
D 同居老親等	C のうち、あなたや配偶者の直系尊属で、あなたや配偶者との同居を常としている方	45 万円

㉓ 基礎控除

合計所得金額が 2,400 万円以下の場合、43 万円が控除されます。合計所得金額が 2,400 万円超の場合は段階的に控除額が引き下げられ、2,500 万円を超える場合は控除対象になりません。
基礎控除は、納税者本人の合計所得金額に応じてそれぞれ次のとおりになります。

納税者本人の合計所得金額	控除額	納税者本人の合計所得金額	控除額
2,400 万円以下	43 万円	2,450 万円超 2,500 万円以下	15 万円
2,400 万円超 2,450 万円以下	29 万円	2,500 万円超	0 円

㉔ 雑損控除（必要書類：証明書等）

あなたやあなたと生計を一にする配偶者その他親族に災害や盗難、横領による損失が生じた場合控除されます。

㉕ 医療費控除（必要書類：医療費通知または医療費の明細書）

あなたが、自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族の医療費又は特定一般用医薬品等購入費を支払った場合に控除されます。（ⅠかⅡのどちらかしか選択できません。）
※領収書のみの添付では、医療費控除の適用はありません。
事前に医療費の明細書を作成するか医療保険者等が発行した医療費通知を添付して提出してください。

Ⅰ 通常の医療費控除

支払った医療費の額	－	保険金等で 補填される額	－	10 万円か、総所得金額等の 5%とのいずれか少ない金額	=	控除額 (最高 200 万円)
-----------	---	-----------------	---	---------------------------------	---	--------------------

Ⅱ セルフメディケーション税制（医療費控除の特例）

支払った特定一般用 医薬品等購入費の額	－	保険金等で 補填される額	－	12,000 円	=	控除額 (最高 88,000 円)
------------------------	---	-----------------	---	----------	---	----------------------

7. 寄附金に関する事項

寄附金税額控除（必要書類：寄附金の受領証）

大分県共同募金会、日本赤十字大分県支部又は地方公共団体、その他条例で指定の法人に対して寄附を行った方は、市民税・県民税（所得割額）から寄附金税額控除を受けることができます場合があります。

○お問い合わせ先
杵築市役所 税務課 市民税係
（直通）0978-62-1805